

2024年4月

## 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正 —四半期報告書制度の廃止に伴う諸規定の整備—

弁護士 福田 直邦 / 弁護士 徳永 大誠

### Contents

- I. はじめに
- II. 継続開示制度における改正の概要
- III. 発行開示制度における改正の概要
- IV. 適用開始時期
- V. 臨時報告書の提出事由の追加
- VI. おわりに

### I. はじめに

2023年12月8日、金融庁は、四半期報告書制度を廃止する令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令等の各改正案を公表し、パブリックコメントによる意見募集を実施した。パブリックコメントの結果を反映した政令・内閣府令等の改正は2024年3月27日に公表され、同年4月1日から施行されている（「本改正」）。本改正は、同日から施行されている金融商品取引法（「金商法」）の改正に対応する形で、企業内容等の開示に関する内閣府令（「開示府令」）等の内閣府令・ガイドライン等を改正するものである。本改正の対象となる内閣府令・ガイドライン等は多数に上るが、紙幅の関係上本稿では開示府令及び「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（「開示ガイドライン」）に絞って本改正の内容を概観する。四半期報告書制度の廃止に係る金融商品取引法の改正については、2023年11月の当事務所のニュースレター「[金融商品取引法の一部改正—四半期報告書の廃止—](#)」を参照されたい。

以下では、本改正の前の開示府令・開示ガイドラインをそれぞれ「旧府令」「旧ガイドライン」、本改正の後の開示府令・開示ガイドラインをそれぞれ「新府令」「新ガイドライン」と記載する。

## Ⅱ．継続開示制度における改正の概要

上場会社においては四半期報告書(旧府令第4号の3様式)の提出が必要であったが、金商法の改正によりこれが不要となり、事業年度開始後6ヶ月間の当該会社の属する企業集団の経理の状況等を記載した半期報告書(新府令第4号の3様式)の提出が新たに義務付けられることとなった。上場会社が新たに提出する半期報告書の記載内容は、上場会社が旧府令のもとで提出していた第2四半期報告書と同程度のもとなっている。提出期限も旧府令から変更はない(銀行・保険・信金を除く一般的な上場会社の場合、第2四半期末から45日以内)。

他方、非上場会社においては、金商法の改正後も旧法と同様の半期報告書(第5号様式)の提出が求められており、その記載内容についても本改正による実質的な変更はない。

## Ⅲ．発行開示制度における改正の概要

### 1. 発行開示制度の概要

企業が有価証券の募集又は売出しを行う際に提出が義務付けられる有価証券届出書においては、証券を発行する企業の直近決算期における通期財務諸表を開示する必要があり、さらに直近決算期から提出日までの期間によっては、進行中の決算期の財務情報も追加して開示する必要がある。この開示は、原則として、有価証券届出書における記載によってなされる(「通常方式」)が、上場会社のように継続開示が義務付けられている企業においては、継続開示書類において開示した情報の利用(有価証券報告書等の綴じ込みや参照記載)による簡素化が認められている(「組込方式」及び「参照方式」)。

さらに、機動的な資金調達を可能にするべく、参照方式の利用適格者においては発行登録制度の利用が認められている。この制度を利用する企業は、発行登録書を提出し、今後一定の期間に予定している証券発行を一括してあらかじめ登録しておけば、効力発生後は簡易な発行登録追補書類を作成するだけで、有価証券の発行が直ちに可能となる。発行登録書及び発行登録追補書類(「発行登録書類」)においては、それぞれ直近の継続開示書類を参照すべき旨を記載する必要がある。

### 2. 通常方式における四半期財務情報の取扱い

通常方式の有価証券届出書においては、直近決算期における通期財務諸表に加え、有価証券届出書の提出時期に応じて、直近の四半期に係る財務諸表又は経営成績の概要を記載する必要があったところ、本改正により財務諸表又は経営成績の概要を記載すべき対象は中間期に限定された。

もともと、より最新の財務情報を開示するという観点から、四半期財務情報を任意で記載することは可能とされており(新ガイドライン 5-21-2)、例えば上場会社が第1四半期又は第3四半期の決算短信で開示する四半期財務情報を有価証券届出書においても記載することができる。同様に、四半期決算短信の公表前においては当該四半期に係る経営成績の概要を記載することができる(新ガイドライン 5-21-3)。四半期財務情報を任意で記載した場合、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&A)の記載が当然に義務付けられるわけではないが、積極的に記載することが望ましいとされている(「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(「パブコメ回答」)No.16~17)。ただし、四半期財務情報を任意で記載した場合であっても、開示府令上要求されている中間期の開示が不要となるわけではないため、例えば第3四半期決算短信を

開示する場合、有価証券届出書には中間期の開示と第 3 四半期決算短信の双方が記載されることになる。

また、旧府令・旧ガイドラインの下では、有価証券届出書の提出後に新たに四半期財務諸表・中間財務諸表が公表された場合や、当該財務諸表につき監査証明を受けた場合に、訂正届出書の提出が求められていた(旧府令 11 条 1 号・旧ガイドライン 7-3)が、本改正により四半期財務諸表に対応する部分が削除されたため、訂正届出書の提出が必要となるのは、中間財務諸表の公表・監査証明の場合に限られることになった。もっとも、訂正届出書についても、四半期財務情報の公表・レビューがあったことを理由としてこれを任意に提出することは妨げられない(パブコメ回答 No.24~28)。

なお、四半期財務情報について、有価証券届出書へ任意記載する場合及び訂正届出書を任意に提出する場合のいずれにおいても、当該四半期財務情報に対するレビューの有無を記載し、レビューが行われている場合にはそのレビュー報告書を併せて掲げる必要がある(新ガイドライン 5-21-2)。

本改正に伴い、有価証券届出書において四半期財務情報を任意に開示する場合、四半期決算短信を利用するケースが増加すると見込まれる。この点、本改正と同時期に、東京証券取引所による四半期決算短信の開示に関する改正も実施され、従前四半期報告書で開示されていた事項のうち、投資家の要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローに関する注記及び経営成績等の概況)とレビューの有無の記載が新たに義務付けられている。

### 3. 組込・参照方式及び発行登録制度における四半期財務情報の取扱い

金商法の改正により、有価証券届出書における四半期報告書の組込・参照に関する部分は削除された。その結果、これまで組込方式において綴じ込みが求められていた直近の四半期報告書は、直近の半期報告書とされた。参照方式においても同様に、これまで参照すべき旨を記載することが求められていた直近の四半期報告書が半期報告書とされた。また、発行登録制度における発行登録書類においても、これまで参照書類であった直近の四半期報告書が半期報告書に置き換わった。

もっとも、これらの簡易な発行開示制度においても、四半期財務情報の任意開示は可能となっている。すなわち、組込方式による有価証券届出書においては新府令第 2 号の 2 様式中の「第三部 追完情報」欄に記載する方法により、参照方式による有価証券届出書及び発行登録書類においては添付書類として提出する方法により、それぞれ四半期財務情報の任意開示が認められている(新ガイドライン 5-21-8)。なお、例えば「募集又は売出しに関する特別記載事項」欄を設けて記載することも妨げられない(パブコメ回答 No.12~13)。なお、これらの簡易な発行開示制度においても、四半期財務情報を任意で記載した場合に、直近の半期報告書の組込・参照が不要となるわけではない点、通常方式と同様である。

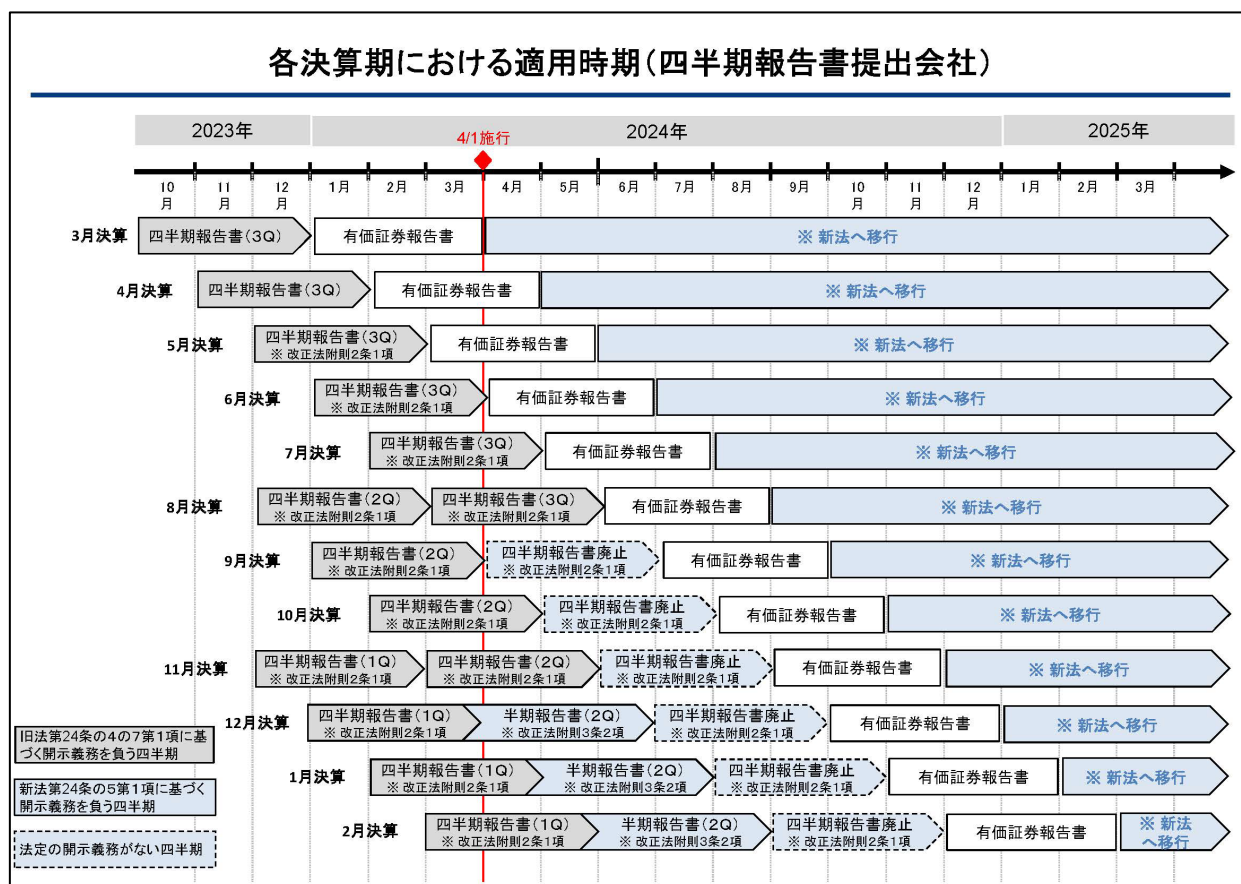
### 4. IPO における四半期財務情報の取扱い

一般に IPO を行う会社は、そのローンチ時(上場承認日・有価証券届出書提出日)においては四半期決算短信を作成していないものの、IPO 直後に四半期決算短信を公表する予定であれば、その四半期財務情報を IPO 開始時点においても開示することが、投資家保護の観点からは望ましいといえる。新府令においては、第 2 号の 4 様式による有価証券届出書の作成において、四半期財務情報の任意記載に係る通常方式における取扱いを準用することにより、IPO 時の四半期財務情報の開示も許容している(新ガイドライン 5-21-4 による新ガイドライン 5-21-2、5-21-3 の準用)。

## IV. 適用開始時期

本改正の施行日は、金商法の改正と同じく2024年4月1日である。

四半期報告書制度の廃止に伴う諸改正のうち、継続開示制度に係る改正の適用時期については、既に金商法改正時の経過措置(「改正法附則」)により調整が図られていた。すなわち、上場会社においては、施行日以後に開始する事業年度から新制度に完全に移行し、四半期報告書に代えて半期報告書の提出が必要となる(改正法附則3条1項)。施行日以後はじめて新事業年度を迎える前であっても施行日以後に開始する四半期に係る四半期報告書の提出は不要であるが、施行日より前に開始する四半期については、その提出期間が施行日以後に開始する場合であっても旧法に基づく四半期報告書の提出を要する(改正法附則2条1項)。提出期間の開始が施行日以後となる第1四半期に係る四半期報告書を提出した上場会社は、その事業年度の中間期について半期報告書を提出することとなる(改正法附則3条2項)。



出所:2024年3月27日付金融庁報道発表資料「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」

他方で、発行開示制度に係る改正の適用時期については、本改正によって、以下のとおりそれぞれの制度に応じた経過措置が設けられている。

### 1. 通常方式の有価証券届出書における適用開始時期

通常方式の有価証券届出書については、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が2024年3月31日以後に終了する事業年度に係るものである場合に新様式が適用され、同日前に終了した

事業年度に係る財務諸表を記載すべきものについては旧様式によることとされている(改正府令附則 4 条 2 項)。

上記にかかわらず、施行日前又は施行日以後に旧法に基づく四半期報告書を提出した者(上場会社はこれに該当する。)については、新様式は施行日以後最初に有価証券報告書又は半期報告書を提出した時から適用され、同時点までは旧様式によることとされている(改正府令附則 4 条 3 項)。

## 2. 組込・参照方式の有価証券届出書における適用開始時期

施行日前又は施行日以後に旧法に基づく四半期報告書を提出した者(上場会社はこれに該当する。)が提出する組込・参照方式の有価証券届出書については、新様式は施行日以後最初に有価証券報告書を提出した時から適用され、同時点までは旧様式によることとされている(改正府令附則 4 条 1 項)。3 月決算の上場会社の場合、2024 年 6 月末が提出期限となる 2024 年 3 月期の有価証券報告書の提出前は、旧府令の第 2 号の 2 様式・第 2 号の 3 様式による有価証券届出書を提出することになり、旧法下の第 3 四半期に係る四半期報告書を組込・参照することになる。

## 3. 発行登録制度における適用開始時期

発行登録制度における発行開示においても、適用開始時期の基本的な枠組みは上記 2. で述べたものと同様である。発行登録書が施行日前又は経過措置期間中に提出された等の事情により旧府令に基づくものであっても、施行日以後、これに紐づく発行登録追補書類の提出までの間に有価証券報告書が提出された場合には、当該発行登録追補書類は新様式を用いることになる(パブコメ回答 No.47)。

発行登録書においては、参照書類として、提出済みの四半期報告書のほか発行登録の有効期間内に提出予定の四半期報告書についても記載することが認められているが、本改正の施行に伴って、四半期報告書の提出予定に係る記載を削除し、半期報告書の提出予定に係る記載を追加するための訂正発行登録書の提出は不要である(パブコメ回答 No.49～51)。

## 4. IPO における適用開始時期

IPO の場合の有価証券届出書においては、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が 2024 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものである場合に新様式が適用され、同日前に終了した事業年度に係る財務諸表を記載すべき場合は旧様式によることとされている(改正府令附則 4 条 2 項)。

ただし、2023 年 12 月 31 日から 2024 年 3 月 30 日までの間に終了する事業年度に係る財務諸表を記載すべき場合は、その次の事業年度の間期末後 45 日を経過した時から新様式が適用される(改正府令附則 4 条 4 項)。上場会社が通常方式の有価証券届出書を提出する場合、半期報告書を提出した時からは新様式によることになるが、これに相当する経過措置である。

## 5. 第三者割当予定先や保証会社等の取扱い

開示書類においては、第三者割当の割当予定先や社債の保証会社など開示書類の提出会社以外の者につき、名称その他一定の事項のほか、割当予定先等が継続開示会社であれば継続開示書類の提出状況を記載すべき場合がある。その際、提出会社と割当予定先等とは、新制度への移行タイミングが必ずしも揃わないため、提出会社が新制度に移行し、開示様式上は四半期報告書について記載することができないように見える場合であっても、割当予定先等においては四半期報告書が直近の継続開示書類であるという事態は

起こりうる。この点、割当予定先等が作成する四半期報告書についても金商法改正時の経過措置が適用されるため、割当予定先等による直近の継続開示書類が四半期報告書であれば、提出会社が作成する開示書類においても当該四半期報告書について記載することになる(パブコメ回答 No.46)。

## V. 臨時報告書の提出事由の追加

四半期報告書制度の廃止前、「重要な契約」を新たに締結した場合など直近の有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった場合には、その内容を四半期報告書において開示することが想定されていたところ、2022年12月に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」は、四半期報告書制度の廃止に伴い、このような重要な変更等を臨時報告書の提出事由とすることを提案していた。これを受けて、本改正では、もともと適時開示のニーズが強かった一定の重要な変更を、臨時報告書の提出事由として追加している。

具体的には、「企業・株主間のガバナンスに関する合意」の締結・変更及び「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」の締結・変更がそれぞれ臨時報告書の提出事由として追加された(新府令19条2項12号の2・12号の3)。

この改正は、2024年4月1日付で施行されるが、2025年3月31日までの間は適用されない。また、施行前に締結された各契約についても、2025年4月1日から2026年3月31日までの間は、新府令を適用しないことができる(改正府令附則5条2項・3項)。

なお、上記の各事由は、2023年12月22日付で公布された開示府令・開示ガイドラインの各改正(開示府令の改正につき、令和5年12月22日内閣府令第81号)により、ローン契約と社債に付される財務上の特約とともに先行して有価証券報告書における記載事項とされていた。この改正についても、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用され、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例によることとされている。また、2025年4月1日前に開始する事業年度に係る有価証券報告書にこの改正を適用する場合でも、上記各事由のうち2024年4月1日より前に締結された契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができ、本改正においても、これらとの平仄が図られている。

## VI. おわりに

本改正をもって、四半期報告書制度廃止に伴う法令・ガイドラインの整備は完了したことになる。四半期報告書制度の廃止は、特に上場会社における企業情報開示のコスト削減や効率化に寄与すると目されていたところであるが、他方で、非財務情報を含めた開示の拡充の要請は止まる様子を見せない。今般の制度改正がその期待された効果をもたらし、さらなる開示の充実につながることを願ってやまない。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 福田 直邦([naokuni.fukuda@amt-law.com](mailto:naokuni.fukuda@amt-law.com))  
弁護士 徳永 大誠([taisei.tokunaga@amt-law.com](mailto:taisei.tokunaga@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
  - Capital Markets Legal Update 発行責任者  
弁護士 吉井一浩、福田直邦、野原新平

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)